

# 農業だより

新庄市農林課

☎0233-29-5835

Fax.0233-22-0989

## 令和6年度新庄市小規模農地等災害緊急復旧事業費補助金の受付期限が迫っています

令和6年9月20日(460号)発行の農業だよりでお知らせしております、令和6年度新庄市小規模農地等災害緊急復旧事業費補助金の受付について**令和7年2月28日(金)**が受付期限となっております。

締め切りを過ぎたものについては受付しかねますのでご注意くださいようお願いいたします。

下記へ再度交付要件等記載いたしますので申請を希望される方はご確認ください。

※災害復旧工事が期限を過ぎる場合でも、交付申請手続きを2月28日まで行う必要があります。令和6年度小規模災害補助金交付申請書の提出がない場合は、事業繰越できません。補助対象外となりますので期間内(2月28日)に交付申請手続きをお願いいたします。

### 1. 交付対象者について

- 土地改良区、農業協同組合、農業法人、農業者の組織する団体及び**生産調整を達成している農業者**  
(農業者：経営耕地面積が30アール以上又は1年間の農産物販売額が50万円以上ある者)

### 2. 補助金の交付額について

補助事業	補助対象経費	補助金の額
小規模農地等災害緊急復旧事業	令和6年7月7日以降に発生した豪雨により被害が生じた農地(水路、農道、ため池等を含み、本市に所在するものに限る。)及び当該農地に隣接する土地等(以下「被害農地等」という。)を原形に復旧することを目的とする事業(原形に復旧することが不可能な場合において、当該被害農地等の従前の効用を復旧するために必要な事業を含む。)に係る次の経費 (1) 工事費(業者等へ発注するもの) (2) 資材購入費 (3) 機械器具レンタル料等 (4) その他市長が必要と認める経費	被害農地1か所あたりの補助対象経費の額の区分に応じ、次に定める額以内の額(1円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額) (1) 40万円以上のとき 補助対象経費の合計額に10分の9を乗じて得た額(当該額が40万円未満となる場合は、40万円)又は補助対象経費の額から40万円を差し引いた額に6分の5を乗じて得た額に40万円を加算した額のいずれか低い額(90万円を上限とする。) (2) 40万円未満のとき 補助対象経費の額

※補助対象となる復旧工事は、原形復旧です。機能を向上するような復旧工事は補助対象外です。

原則、1工種が150メートル以内の間隔で連続しているものについては1件とみなします。

また、150メートル以上離れている場合でも、総額40万円以下で、かつ1工事契約で復旧できるものは1件の取り扱いになります。謝礼や人件費(本人・家族等)は交付の対象にはなりません。

### 3. お問い合わせ先

新庄市農林課 農村・森林振興係 電話 0233-29-5837 (直通)

メール [nourin@city.shinjo.yamagata.jp](mailto:nourin@city.shinjo.yamagata.jp)

# 令和6年度 山形県大粒ぶどう栽培研修会のご案内

大粒ぶどうについて、県内では「シャインマスカット」を中心に栽培が拡大しています。また、近年特徴的な新品種が多数登場しており、新品種等の情報を収集しながら産地や消費者の需要に合った品種の導入を検討していく必要があります。

そこで、大粒ぶどう生産者・関係者の高品質果実生産意識の向上と、新品種の導入に向けた情報提供を目的として研修会を開催します。

## ■ 日時

令和7年1月27日(月)午後1時30分～午後3時30分まで

## ■ 開催場所

・メイン会場：山形県農業共済組合本所（天童市小関 1333 番地）

・オンライン会場：新庄市役所（新庄市沖の町 10 番 37 号）301 会議室

※オンライン参加を希望される方は会場までご案内いたしますので、午後1時15分頃まで本庁舎2階農林課までお越しください。

## ■ 内 容

【講演1】「大粒ぶどう品種の高品質栽培と山梨県でのぶどう生産の状況について（仮）」

志村葡萄研究所 代表 志村 晃生 氏（オンライン）

【講演2】本年産シャインマスカットの生育概況と次年度の対策について

山形県農業技術環境課 果樹技術主査 原田 芳郎 氏

【講演3】大粒ぶどうの販売状況と市場から求められる果実品質について（仮）

J A全農山形 園芸部園芸販売課 課長 城戸口 亮 氏

## ■ 申込方法・問合せ先

参加を希望される方は、問合せ先までご連絡ください。

申込締切：令和7年1月15日（水）

問合せ先：新庄市農林課 農業ビジネス創造係 齊藤 TEL：0233-29-5836

## 2025年農林業センサスが実施されます

農林水産省では、令和7年2月1日を基準日として「2025年農林業センサス」を実施します。この調査は、農林業・農山村地域の実態を明らかにする最も基本的な調査で5年に1度実施される調査です。12月下旬頃から、県知事より任命された調査員が各世帯を訪問いたしますので、調査へのご協力をお願いいたします。

問合せ先：新庄市総合政策課 システム統計係 [TEL:0233-22-2118](tel:0233-22-2118)（直通）